

議長（滝内久生君） 質問順位7番、1つ、新型コロナウイルス感染者等の人権擁護と社会づくりについて。2つ、P D C Aに見る議員の一般質問等に対する対応について。

以上2件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田邦明です。議長の通告に従い、順次、趣旨質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスに感染し、再び議員としてこの場に登壇できることを感謝申し上げ、このコロナ禍で今、下田市に必要と思われる施策等について提起してまいりたいと思います。

私が新型コロナウイルスに感染してから、宿泊療養施設を退所するまでの間、療養中の感染者の立場で率直に感じたことを申し上げたいと思います。

1つ、P C R検査の実施までに、2日間にわたり幾度も電話を要したことへの疑問。

2つ、他人に感染させてしまったのではないかという不安。

3つ、議員として正確な情報を迅速に公表できなかったことへの反省。

4、誹謗中傷等があったことによる心の傷。

5、下田は暮らしやすいまちであるかと自問。

6、リーダーが発するメッセージの重要性という内容のものでございました。

一部の自治体では、感染拡大やクラスター等の発生を受け、昨年の段階で感染拡大時やその後の対応について議論し、新型コロナウイルスに関係する条例が制定されております。下田市は、国内で最初に陽性者が確認されてから約1年半、医療関係従事者・事業者・市民・職員の努力と協力により、感染者数が14名と最小限に抑えられており、下田市で生活していれば感染しないだろうといった雰囲気と油断が7月上旬頃までであったのではないかと振り返るとともに、私自身は感染拡大時やその後の対応策を検討し、その課題及び施策等を提起できなかったことについて反省するところでございます。

現在、下田市が取り組む新・下田モデルは、感染予防策に重点が置かれ、感染や感染拡大時とその後の対応について、十分に触れられていないのではないかと考えます。そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1つは、新型コロナウイルス感染者等に対する人権擁護について。具体的には、これまでにあった新型コロナウイルスに関係する人権擁護の相談件数と主な内容、新型コロナウイルスに関係する全般的な人権擁護の取組、児童生徒への新型コロナウイルスに関係する人権擁

護教育と保護者への啓発、新型コロナウイルスに関係する人権擁護の相談窓口と相談体制についてであります。

もう一つは、新型コロナウイルス感染等に関する情報の提供や公表についてであります。一部の事業者等では、従業員の感染等について、勇気を持ってその情報を公表しているところもございます。そこには正確な情報の公表による感染拡大の防止と誹謗中傷等の根絶による人権擁護の思いがあると考えます。

新型コロナウイルス感染者等の情報を所管する県ではありませんので、あくまで同意を得た自主的な取組となることは否めませんが、クラスター等に関する正確な情報を公表することで、新型コロナウイルスの人権擁護の取組を進める上で必要であると私は考えております。

そして最後に、市長、ありがとうございます、市長をはじめ、職員の皆様もつけておりますシトラスリボン、このプロジェクトが目指す、コロナ禍もコロナ禍の後も、心から暮らしやすい社会づくりの実現のため、新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷等に対する人権擁護への対策について、ワンチーム下田で市政に取り組む松木市長は、このコロナ禍とワンチーム下田をどのようにかけ合わせ、心から暮らしやすい社会へ導いていくのか、市長の考えをお聞かせ願います。

次に2点目の、P D C Aに見る議員の一般質問等に対する対応についてでございます。

下田市の最上位計画である総合計画に見られますように、様々な行政計画は、計画（プラン）から実施（ドゥー）までのプロセスと、そのプロセスの検証（チェック）と改善（アクション）を含めた、P D C Aサイクルと呼ばれる評価制度によって進捗管理体制が整えられております。

議会は、市民の皆様代わりに行政運営を監視（チェック）し、議員発議による条例の制定など、政策を提案（プラン）する役割がございます。また、発議以外にも、市民皆様からの要望を当局につなげるなどして、議員からの提案をきっかけに、新たな事業等が実現されることもございます。

ゆえに私は、定例会で議員が当局に対し、市政全般にわたる事業の執行状況や将来の方針を問いただしたり、政策を提案したりする一般質問は、議員活動の根幹であると認識しております。

そこで、お尋ねいたします。下田市議会では一般質問について、質問する議員も、答弁する当局も、共に十分な準備が必要であることから、事前通告制が取られており、あらかじめ

質問事項を具体的に通告する決まりになっております。当局では、質問事項を通告された後、その質問に対する答弁についての当局の対応についてお聞かせいただきたいと思います。どのようなプロセスを経て答弁内容の意思決定がされているか、お聞かせ願います。

次に、一般質問に対するP D C Aについてでございます。一般質問は、議会の監視機能としてのチェックと、政策提案としてのプランを当局に提起する場であり、当局は定例会における答弁とともに、定例会後のその内容についてどのように対応していくかが重要であると考えます。具体的には、議員が提起したチェックに対するアクション、改善であり、議員が提起したプランに対するドー、実施であります。このような、当局と議会の役割による一連の仕組みが成立して初めて、市政に対するP D C Aが機能すると思えます。

これまで、私からの一般質問で、幾つかの質問事項については、その後の対応について担当課長より報告をいただき、実施できたもの、検証はしたものの実施できなかったものがございました。

そこで、お尋ねいたします。定例会後の一般質問の取扱いについて、当局は具体化された明確な対応方針をお持ちか、お聞かせ願います。

次に、当局の一般質問に対する対応方針と併せて、その対応状況を公表することも重要であると私は考えます。なぜなら、二元代表制を敷く市政において、当局を代表する市長と、市民を代表する議員で構成する議会が、様々な住民福祉の向上に向けて、議場で何を議論しているか、市民と共有する必要があるからでございます。議会としても、市民の皆様と一般質問を共有することについて、現在、これまでの対応方法を検証し、改善と計画、実施を進めているところでございます。具体的には、市議会だよりへ議員の一般質問事項の概要と会議録QRコードを掲載し、今後は、一般質問の録画映像を公開する方向で準備を進めております。

そこで、市民と一般質問を共有することに対する、当局の対応について確認させていただきたいと思います。

まずさきに、他自治体の事例を紹介いたしますと、北海道伊達市では、平成26年第4回定例会の一般質問から、市長などが「検討する」か、これに類する表現で答弁を行った事項について、質問をした議員は、市長などに答弁指定事項進捗状況調書で、その後の対応方針や進捗状況などの検討結果の報告を求められることができるようになり、その報告内容は、市のホームページで公表されております。

また、北海道福島町では、同じく平成26年度3月定例会から、一般質問のほか、各議案に

対する質疑等に対して町長などが「検討する」か、これに類する表現で答弁を行った事項についても調査・公表の対象としております。

これらの事例は、いずれも議員からの一般質問等について、その後の対応を調査し公表することで、二元代表制における市長と議会が住民への説明責任を果たすことにつながり、私は非常に重要な施策であると考えます。

改めましてお尋ねいたします。議員からの一般質問等について、答弁指定事項進捗状況調査書等により、その後の対応方針や進捗状況などの検討結果を調査報告し、その内容を市民の皆様へ公表することについて、当局の考えをお聞かせ願います。

以上、趣旨質問を終わらせていただきます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 人権の問題と、それから質問についても若干触れたいと思います。

まず、この今般の新型コロナウイルス感染者に向けての差別や誹謗中傷については、私はもう当初から心を痛めておりました。コロナは今、私たち人類の心をむしばんで、そして人間関係を、この人間関係のつながりを分断しているような気がしています。残念なんです、他者を批判することがあたかも知的な行為だとの社会的なムードがあるんじゃないかと私は感じていまして、大変残念に思っております。

広報しもだ5月号のコラムに、私が書いた、このメッセージのタイトルは「心にもワクチンを」というテーマでした。こうした災害の中だと、どうしても人のせいになり、人を批判したりといったことがいろんなところで発生します。ですから、これに対しては、私たち一人一人の心のありようが大切なのだというふうに書きました。

また、8月8日からまん延防止等重点措置の適用を受けましたので、このときに市民の皆様へ届くように、ケーブルテレビ2社の御協力をいただきまして、感染者への思いやりもお願いする、そういったメッセージを流していただきました。

このまだ出口が見えない長い、苦しい社会的な環境の中で、今、私たち大人は、どんな行動をするべきなのか、そして、それを子どもたちが注目しているというふうに考えています。言うまでもなく、私たちが今、戦うべき相手は、人間でなくウイルスのほうであり、この局面を乗り越えるには一人一人の心がけや行動、あるいはみんなと一緒に協力や理解、そしてそれを行政としてもサポートする。これにより下田が1つのチームとなって取り組むというふうなことが大切だと考えております。

今の私たちが子どもたちにお手本を示すことができるよう、今後も引き続き努力してまいりますので、ぜひ議員の皆様方にも御協力をお願いいたします。

もう一つ、P D C Aに見る一般質問等に対する対応でございますが、言うまでもなく今、市民ニーズが高度化しています、多様で高度化されている、つまり複雑な、かなり難度の高い、そういった皆さんの要望が寄せられています。さらにはSNSが普及していることから、一人一人が非常に簡単に社会的にメッセージを送ることができます。デマなんかはその一番の悪い副産物だろうと思います。

こうした中で、この議会の御意見についてどのように今後対応するのかということを透明性を確保することは非常に重要と思いますが、一方で、こうした様々な市役所行政に対する声に対して、一つ一つしっかりしたものをつくっては、それをインターネットに上げるとか、そういったものは相当の業務量を伴います。したがって、この一般質問等に対する対応については、前向きに検討するにせよ、ぜひセレクトさせていただきたい。全てが全部ということではなくて、そのようにさせていただければと思います。

市民の方からもいろんな質問や御意見を頂戴します。中にはしっかりとこのことを公開で公表してください、こういうふうなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。ただ、これがあまりにも膨大になりますと、職員の通常の業務をもちろん圧迫することになります。ここについては十分気をつけなければならないというふうに感じています。メール爆弾という言葉があります。メールでいろんなことを送りつけて、それによって組織の機能を麻痺させるという、そういったことだそうでございますが、実際問題、SNSがかなりそういったレベルのものを内包し始めております。

議会での一般質問はそれとはレベルが違いますので、もっとしっかりやらなければいけないのは言うまでもないところでございますが、先ほど申し上げましたように、全てが全てというふうにやれるかという、やはり重要性に鑑みて、皆さんとお話をさせていただきたいと思います。

それから、答弁内容の意思決定については、これは昔から言いますが、ボトムアップとトップダウンのこの両方がうまく組み合わせられている、これが日本の政策決定の仕組みのいいところだというふうに、たしか四、五十年前に古典的な名作と言われている、霞ヶ関の職員が「稟議制批判についての一考察」と、こういう論文を出して、教科書的になってますけども、やはり稟議が遅いから駄目なんだというふうに言うけれども、実は日本型の稟議制というのは物によってはトップダウンもあって、そして下からも上げて、上手に併せていると、

こういうふうの高い評価をした昔の霞ヶ関の人がいます。

実際、私たちの今、現場でも同様です。下から上がってきて、ただ私が判こ押すのではなく、私も時々言わせていただいて、そして調整をして決めると、こういうふうなことになっております。

私から以上でございます。

議長（滝内久生君） 副市長。

副市長（曾根英明君） 私のほうから、今ございました一般質問事項等への対応について、ちょっと追加で御答弁申し上げます。

まず答弁内容の決定のプロセスということをお尋ねだったかと思えます。一般質問につきましては、通告のほう、受け取った後、まず担当課のほうで答弁案というものを作成いたします。その答弁案を基に、私、関係課長と出席した答弁調整会議というのを開いて、その内容の協議であったり、決定などをして、最終的には市長との最終調整を経て、答弁内容、決定していくようなプロセスになってございます。

次に、その一般質問事項に対する対応方針ということでございますけれども、何か明文化されたマニュアル等があるわけではございませんけれども、議会において提起いただいた事項については、その内容に応じてそれぞれ担当課のほうで検討、対応などを進めるものでございます。

最後に、検討結果の調査方法のほうにつきましては、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所からは、新型コロナウイルス感染者に対する人権擁護について、これまであった新型コロナウイルスに関する相談件数と、新型コロナウイルスに関する全般的な人権擁護の取組について答弁いたします。

下田市福祉事務所におきましては、下田市人権擁護委員会が主催する人権相談、これは毎年6月から翌年3月までの間の原則第4水曜日、10時から15時まで行っておりますが、それを下田市役所庁舎内において実施しております。相談件数なんですけど、令和2年度の当該会場での相談件数は1件、これはコロナ以外です。令和3年度、現在までの相談件数はゼロ件となっております。人権の相談についてのコロナの相談は受けておりません。

また、人権相談自体につきましては、法務局の庁舎においても受け付けております。

人権擁護の取組につきましては、相談窓口として法務局内の各相談窓口を案内するコロナ差別に関するパンフレット、こちらになりますけど、パンフレットの配付を行うほか、前出の人権相談会の開催及びその広報を行っております。

また、例年12月になりますが、人権週間に街頭啓発活動も行っております。

あと、議員が質問にも触れておりましたシトラスリボンにつきましては、下田市社会福祉協議会と協力して啓発に取り組んでおります。

以上です。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、新型コロナウイルスに関する人権擁護の相談及び児童生徒への新型コロナウイルスに関係する人権擁護教育と啓発についての御質問にお答えいたします。

これまでに教育委員会に寄せられました新型コロナウイルスに関係する人権擁護についての相談は1件で、その内容は、保育施設の保護者の中でSNS等で陽性者を特定しようとするやり取りが行われており心配だというものでした。対応として、関係者の人権を尊重するとともに、個人情報保護への最大限の配慮をお願いする旨、保護者用一斉メールにより周知をしました。児童生徒への新型コロナウイルスに関係する人権擁護教育と啓発につきましては、道徳や保健体育、学級活動の時間に学年の発達段階に応じ、指導しているほか、集会や学校だより、保健だよりを通し、保護者にも伝えております。

今後も引き続き、差別や偏見の生まれない心の教育を行ってまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 私のほうからは、クラスター等に関する正確な情報の公表について御答弁させていただきます。

新型コロナ感染情報の公表につきましては、感染症法の規定に基づきまして、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報、当該感染症の予防及び治療に必要な情報を静岡県が公表することとなっております。

市町で公表できる新型コロナウイルス感染症患者や、クラスター等の情報につきましては、県が本人から得た情報であり、市は公表内容につきましては県に準ずることとなっております。ただ、具体的には、クラスターの公表につきましては別途定めがございます。静岡県のクラスター店舗名及びクラスター多発地域名の公表の在り方というのが示されております。

大きく分かれて4点ございまして、感染期間中にクラスター店舗を利用した客の中で、連絡先が分からない人がいる場合は、その人に呼びかけるために店名を公表する、下田の場合では2店舗が発表されました。2番目として、感染期間中にクラスター店舗を利用した客全員の連絡先が名簿で分かる場合は、利用客に呼びかける必要はないので、店名は公表しない、これが通常のやり方かと思えます。3つ目に、クラスター店の店主が自ら店名公表を望む場合につきましては店名を公表する。4番目といたしまして、感染蔓延期におきまして、特定の地域・地区において、複数の飲食店関係のクラスターが発生した場合などにつきましては、感染者が集中的かつ煩雑に発生していることから、重点検査区域として、その市町と協議の上、重点検査区域といたしまして公表するというふうな形となっております。

以上を踏まえた基準に基づいて、県及び市のほうは対応してるところでございます。

また、市では、下田市新型コロナウイルス感染症対策本部に基づきます市民向けメール、市内における新型コロナウイルス感染症情報につきましては、毎回、感染症に対する思いやりと支え合いの啓発文を添付させていただいております。

私のほうから以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2点の質問項目がございますが、1項目ごとの一問一答でお願いしたいと思えます。

議長（滝内久生君） はい。

1番（江田邦明君） まず、新型コロナウイルス感染者等の人権擁護と社会づくりについてでございます。人権擁護の取組ということで御答弁をいただきました。さきに申し上げましたとおり、私からは実際に感染してしまった立場として、この新・下田モデルの改善点を申し上げさせていただきました。具体的には、実際にこれまで3枚のモデルカードが出てると思えます。発熱等受診相談センター、また保健所の電話番号、メディカルセンターの電話番号、やはり自分がそういった立場になったときに、通常であれば電話帳であったり、アドレス帳を調べればよかったんですが、ちょうど財布に入れておりましたので、カードを見ましたが、新しいバージョンのほうには大学の研究室の名前が入っておりまして、やはり市側が発信したい情報と、実際の市民、感染された方が欲しい情報というのが少し異なっていたのかなというところがございます。ぜひとも今、下田市は条例等ではなく、このコロナ対策については新・下田モデルを重点施策として取り組んでおりますので、この後、秋・冬バージョン作成の際には、そういった市民が感染、もしものときも安心、その後の安心について

も少し触れられていただきたいと思います。この点については要望とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症等に関する情報の公表についてでございます。こちらも正確な情報を迅速に公表できなかったという議員としての立場で、今回2名の議員が感染してしまいましたが、2人とも、2名とも療養中に他の議員さんに迷惑をかけてはいけなく、不要な臆測を生んではいけないということで実名による公表を任意というか、同意の形でさせていただきます。しかしながら、他の自治体等では既にクラスター等が発生している場合、議会としてこうした対応をしていこうという指針がございましたので、下田市議会におきましても8月12日より、議員が感染した場合の公表を含む新型コロナウイルス感染症対応指針を制定し、運用しているところでございます。

幸い、下田市の職員の方々の感染がないということで安心してるところでございますが、他自治体では職員の皆様の感染といった報道も聞いております。ここで具体的に特別職の三役の方や職員の方が感染された場合の公表指針等があるか、確認させていただきたいと思います。指針がある場合は、またどういった内容まで公表されるのか、確認させていただきたいと思います。

併せまして、情報の提供という部分で確認をさせていただきたいと思います。さきに開催されました8月27日、議会全員協議会におきましては、学校の再開に伴い、児童生徒等が、また学校関係者が感染した場合の学級閉鎖等の基準について議員のほうから質問がございましたが、今後、文部科学省等のガイドラインを待って検討するといった答弁がございました。その全員協議会后、8月27日同日に、文部科学省から同ガイドラインの発表がございましたので、現在、下田市における新型コロナウイルスに伴う学級閉鎖等の基準について確認をさせていただきたいと思います。

次に、シトラスリボンの取組に合わせましたワンチーム下田、心から暮らしやすい社会づくりでどのように導いていくかという質問でございます。市長からは、やはり心の通い合いというところで御答弁をいただきました。私もその点は大変重要かと思いますが、関係する皆様、具体的には市当局であったり、議会、市民の皆様、事業者、医療機関、関係者、そして観光客の皆様が対話し、人権擁護を含めた新型コロナウイルスへの対応について、ルール決めをし、共有することであると考えます。条例の制定でなくても、他議会のように宣言であったり、決議、また先ほど申し上げましたとおり、新・下田モデルの改善といった部分で、このようなルールづくりをしていくことが重要かと考えますが、その点について、今後の新・下田モデルの改善方針等、お聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 私のほうからは、もし三役及び職員が罹患した場合の公表についての指針というところでお答えさせていただきます。

今のところすみません、今、急にちょっとそこについて思い出してるんですけども、そこについてまだ明確な指針はないものというふうに思います。確かにおっしゃるように、そこについては今後早急にそういったものを確認したいというふうに思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） すみません、前人事担当課長で、下田で本当に感染者が新規発生した際にです。そのときに職員がもし発生したらどうするのかというので、まずフローをつくりました。発生したらどうする。まず濃厚接触は誰にする。どういう、休む、それからBCPとかにつながっていくんですが、その中で、当時の私だとか、市長だとか入って議論したときに、職員であれば名前は公表はできないけれども、所属、性別、すみません、ちょっと今、はっきり思い出せないんですけど、所属、性別とかはもう感染したことについて、事実についてはもう公表する、しなければならぬというフローになっております。

すみません、あと細かい名前まで公表する、三役だったらどうするという、そういう区分けみたいなものについては、ちょっと定まっておりません。

すみません、じゃあついとっては何なんです、要望としてありましたけども、ちょっと答えさせていただいてよろしいでしょうか。モデルカード、時折時折、いろいろ改善を図ってるところでございますけれども、議員のおっしゃったとおり、もしものときに、緊急のときに見られるという情報というのは、別の市民の方からもちょっと問合せをいただきまして、次やるときには、ちょっと考えていこうという課内でも話し合われてます。ただ、カードの大きさも限られておりますので、何を出すかというのは、また今後、検討して考えていきたいと思っております。

新・下田モデルの今後のルールづくりということにつきましても、時折時折の社会情勢の変化によって、必要なものについて改善を図っていきます。今回のシトラスリボンとか誹謗中傷に関しては、これは新・下田モデルというよりか、人としてあるべきことだと思いますので、新・下田モデルに関わらず、市役所として、福祉とかいろんな立場として啓発とかに進めていくべきだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、学校の学級閉鎖等の基準についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、8月27日の日に文部科学省のほうから、新型コロナウイルスの学校対応ガイドラインというものが示されました。その内容は、大きく分けて3点でございました。学校で感染者が確認された場合の対応ということで、感染した児童生徒、教職員は出席・出勤の停止、また濃厚接触者と判定された場合も同様だという、こちらの取扱いについては現在と同様のものがございます。

2つ目としては、濃厚接触者等の特定調査への協力ということで、保健所の業務が逼迫しているというところで、学校において濃厚接触者やその周辺の検査対象者の特定であったり、濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力するというような内容です。

3つ目としまして、臨時休業の範囲や条件の目安というものが示されております。

まず、校内で感染者が発生した場合、その校内で感染が広がっているというふうに考えられる場合、まず、感染の全体像が把握できるまでの間、数日から程度、臨時休業をまず行うことを検討すると。その後、感染が拡大してる可能性がある場合は、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖という形で検討していくという内容でございます。具体的には、学級閉鎖については、同一学級内において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、または感染が確認された方が1名であっても、周囲に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。また1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合、こういった場合については学級内で感染が広がってる可能性が高いということが考えられるので、学級閉鎖を行うと。複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がってる可能性がある場合は学年閉鎖を行うと。下田市の場合は基本的に1学年ークラスのところが多いものですから、そういった場合には学級閉鎖イコール学年閉鎖という形になります。複数の学年を閉鎖するという形で、例えば、1年生、3年生とかいう形で校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を行うというような目安でございます。これに対しまして、臨時の教育委員会を9月3日の日に開催をさせていただきまして、この基準について協議をいただきました。この国の示すガイドラインを目安に、校医等とも相談しながら、この基準に従って対応していくというようなことで協議をしたところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 教育長。

教育長（佐々木文夫君） 今、学校教育課長が話をした内容につきましては、学校を通じて

保護者にも同じような今の文書を配付させていただきます、これからです、ということで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） それでは、答弁いただいた職員、特別職含めた職員の方々の公表指針についても、いつ起こるか分からないこと、やはり危機管理という部分でも早急に詳細、公表の範囲の詳細を詰めていただきたいと思います。

学級閉鎖等の関係につきましては、文書の配付ということで、ぜひともこの配付に合わせて、改めまして、学校再開に伴うクラスターの発生等、他の自治体では起こっておりますので、改めて人権擁護のことについて、また、保護者の方についてもその啓発という文面も載せていただきたいと思いますと考えております。

引き続き、情報提供のコロナウイルス感染等に関する情報提供に関係してでございます。緊急事態宣言の延長に伴いまして、政府におかれまして、また下田市でもワクチン接種という発言がやはり、この取組が重要ということで、よくお聞きしておりますが、このワクチン接種に関する情報の提供について、現在の下田市の取組をお聞かせいただきたいと思います。

私自身はこのワクチン接種におきましては、国がやれと言ったから接種するとかではなくて、しっかりとこのワクチン接種に関係する正確な情報の提供、これは積極的な情報の提供です、自分から拾いに行けばもらえる情報ではなくて。それと、その情報を見て、ワクチン接種の利点と欠点を十分に理解すること。そして、接種するかしないかは本人が判断すること。そして、接種は義務ではなく任意であるということを正確に伝えていかなければいけないと思います。様々な事情で接種ができない人もいるからでございます。

そうしたことから、このワクチン接種に関係する情報の提供について、下田市の取組をお聞かせいただきたいと思います。

趣旨質問に関連してということで恐縮ではございますが、他自治体の例を申し上げますと、京都府の宮津市におきましてはホームページに58のQ & Aを設けまして、クエスチョンの18では、ワクチンを接種すれば周りの人にうつさなくなりますか。それに対する答えも載っております。また、大阪府泉大津市では、ホームページのほうに新型コロナウイルスワクチン接種について、市長からの動画メッセージが掲載されております。こうしたワクチン接種に関する正確な情報を得て、各個人が接種することが重要かと思えます。これは今後、ワクチン接種を広めていく上でも重要な取組かと思えます。やはりこの若い世代で接種率が少ない

ということは、多少の不安があって、小さな不安があって接種しない人もいます。こうしたQ & A、またリーダーの接種に関するメッセージ等を発信していくことで、この小さな不安がなくなれば、この接種率はさらに増えていくのではないかと思います、関連の質問をさせていただきます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） ありがとうございます。ワクチン接種の周知の情報提供の関係でございますけども、大きく分けて、まずクーポン券を送らせていただいた際に、同封資料の中に、できるだけ分かりやすくということとさせていただいたこと。それから、先ほど議員のほうからお話ございましたように、ホームページを活用すること、大きくはこの2つでこれまで進めてまいりました。ホームページにつきましては、なかなかQ & Aがうまくつくれず、厚生労働省のほうのリンクなどは活用してるような形になっています。今回、様々な今の状況を分かっていたきたいということで、先ほどお配りさせていただきました、このようなワクチンメーターというものをちょっと作りまして、可視化したいということで、ちょっとやらせていただいた次第です。現在、新型コロナのワクチンにつきましては、確かに様々な情報がございます。私たち行政が載せようとする、どうしても厚生労働省が記載しているものが限度となってしまうものですから、よくありますのが、デルタ株に対しての効果はどうなんだとか、いろいろ報道、たくさん出ますけども、厚生労働省のほうでは限られた情報しか出ておりませんので、それを載せるだけで住民の方が満足できるのかというと、ちょっと自問自答してる最中でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 実際に取り組んでおります自治体もございますので、問合せ等をしていただき、市が進めるこのワクチン接種の向上という取組の1つとして考えていただければと思います。

もう一点でございますが、このワクチン接種に関しても、人権擁護に値する差別、偏見といった動きも見られております。また今後、政府が行動制限を緩和する方針を発表された中で、日常生活においてワクチン接種証明書、通称、ワクチンパスポートと呼ばれているものの活用であったり、ワクチン接種ができない方々に対するPCR検査等の陰性証明書、こういったものが報道されてるところでございます。ぜひともワクチンパスポートの活用については、公共機関または行政の取組としては慎重に議論いただきたいとともに、ワクチンが打

てない人に対するPCR検査の証明書等を実施する場合については、何かしらの検査等への助成、補助等を検討いただきたいと思います、要望とさせていただきます。

引き続き、2点目の質問事項に移らせていただきます。

質問事項通告した後ということで、私自身も告示日の3日前の議運の前日までに事前通告ということで、この4日間でこういった答弁を引き出せるかというのは、非常に疑問を思っているところでございます。ある議員に聞いたところ、やはり2か月前から、そうした質問に対して当局に進言し、議会の中で議論されてるといったことも聞いております。議会事務局への当局からの提案、通告日をどのぐらいにというものがございましたが、改めてしっかりとした答弁を、答弁回答いただくにはどれぐらいの期間が必要かという当局の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

また、答弁調整会議において担当課での作成、その後、調整会議、市長との最終調整ということでございましたが、答弁内容をどのような方向性で実施していくか、それについての御回答がございませんでした。プロセスだけでございましたので、答弁内容の方向性を決める基準についてお聞かせいただきたいと思います。

私はこの議会等に条例改正であったり、補正予算であったり、予算といったものが上程された場合、その目的と効果、住民皆様への影響、違法でないか、各条例、規則や各種計画との整合性、財政との関係といったものを基準に賛成、反対の意思を決定しております。こういった具体例を踏まえて、一般質問事項に対する、何を基準に検討するのか、それはできないのか、そうしたものを御答弁いただいているのか、お教えいただきたいと思います。

次に、定例会後の一般質問の取扱いについてでございます。特段のマニュアル等ない中で、担当課で対応いただいているということで、やはり担当の課長が代われれば、性格や、決められた対応指針、方針がなければ変わっていくものと思われれます。PDCAサイクル、10年前ぐらいから評価制度として出てきているのかなと思いますが、この下田市議会は下田市ができた50年前から当局のチェック機能として、この議会が運営されております。ぜひとも議員がチェックした内容、政策提案等でプランした内容についてどのように改善し、どのように実施していくか、具体化された対応方針を決定していただきたいと思います。そうでなければ、議会で議員が行う一般質問は、一方通行になってしまい、真の議会としての機能が果たせないのかなとは考えております。改めましてこの点については、今後、対応方針を明確化、具体化していくお考えがあるか、教えていただきたいと思います。

最後、PDCAに見る議会の一般質問に対する対応についての、その公表についてござ

います。冒頭、市長から、市民ニーズ等が高度化する中、全ての事項には対応できないとおっしゃってありました。今回、私の趣旨質問の中では、当局が検討する、または、それに類似する答弁をいただいた内容についてということで提起させていただいております。当然、答弁調整会議の中で、検討するという発言で決定したものを、この定例会で発言した以上、検討し、その内容を報告し、市民の皆様にも公表することは、選挙で選ばれた市長並びに議員、議会の説明責任があると思われまます。改めまして、この答弁指定事項等進捗状況調書の作成について、このことについて今後検討していただけるのか、検討できないのであれば、冒頭、市長から触れておりましたが、何が要因で実施できないのか。それともいつまでを期限内に、このPDCAに見る一般質問に対する対応について、検討結果の報告をいただけるのか、明確な回答をお願いいたします。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 申し訳ありません。ちょっと歯切れの悪い答弁になることをあらかじめ御容赦いただきたい部分もあるんですけども、当然、今回御提案いただきました先行事例の市町の事例等も私どもも見させていただきましたが、なかなか一般質問の通告、答弁作成、答弁調整につきましては、当局側でちょっと一方的に決められない部分もございます。そういうこともありまして、今回の御提案を受けて、当局としましても、当然、議員の皆さんの意向もあると思いますので、議会事務局を経まして、今後ちょっと検討、調整をさせていただきたい、提案ということでお受けした上で調整をさせていただきたいというところがまず1点ございます。

先ほどありました、その答弁内容の方向性につきましては、どうしても通告から答弁、決定までの時間も限られております。その許された時間の中で、市長を含めまして担当課長、市長、副市長、企画、総務、財政が入りまして、今までの予算編成ですとか、あるいは計画の策定における経過とか、そういったものを踏まえた中で、答弁の方針については決定をしてるというところでございます。

定例会後の取扱いにつきましては、議会のほうと絡むことではなく、当局側での対応ということもございますので、それにつきましては、先ほどからちょっと質疑含めて検討するという言葉がちょっとキーワードになってるところでございますけども、まず当局側の対応につきましては、当局として検討させていただきたいと思いますし、議会と絡む部分につきましては、議会事務局を通じまして、継続してちょっと検討させていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 答弁調整会議の内容と、当局としての一般質問後の対応についてはぜひとも検討をお願いしたいと思います。

最後の答弁指定事項等進捗状況調書による調査報告、検討、そして市民の皆様への公表の部分については、先ほど、私とその条例等、議案に対する賛成、反対の意思を決める基準として挙げました目的、効果、住民皆様への影響、条例、規則や各種計画との整合性、財政との関係、全てにおいて有効に活用し、住民の皆様の住民福祉向上にもつながるものと考えております。検討いただけるという御回答でございましたが、この定例会は年に4回しかございません。次の12月定例会からこうした形で一般質問について御対応、公表いただけるのか、年が明けた3月定例会になるのか、年度が明けた6月定例会なのか、具体的な期限をもって検討結果の報告をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 答弁の作成に当たりまして、先ほども申し上げますとおり、先行しております自治体の内容も確認をさせていただいた中で、市民に対する情報公開ということで、制度としては有効ではないかというところは考えておるところでございますが、先ほどもちょっと申し上げさせていただいたとおり、議会のほうとの調整も入ってきますので、ちょっといつまでというごめんなさい、明確に今日の時点でお答えするのは、ちょっと当局だけの部分でない部分もありますので、そちらのほうはすみません、今日の時点ではちょっと明確にお答えすることはできませんが、検討については速やかに入らせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 議会のほうでは、前回の選挙で新人議員が6人という中、先輩議員の御助言もいただきながら、議会改革検討委員会、その中で分科会といったものを設けて取組を進めております。開かれた議会を目指すには、議会、議会事務局だけではできない部分が多々ございますので、ぜひともこの一般質問等に対する対応について、早急な検討と回答をいただきたいと申し上げ、私からの一般質問を終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。